

医科点数表第2章第10部手術の通則の5

(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む)及び6に掲げる手術

(平成29年1月 ~ 平成29年12月)

・区分1に分類される手術

手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	16
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	10
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	75

・区分2に分類される手術

手術の件数

ア	靭帯断裂形成手術等	9
イ	水頭症手術等	40
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	14
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	26
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	16

・区分3に分類される手術

手術の件数

ア	上顎骨形成手術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	11

・区分4に分類される手術の件数

269

・その他の区分に分類される手術

手術の件数

人工関節置換術	69
乳児外科施設基準対象手術	10
ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術	42
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む) 及び体外循環を要する手術	93
経皮的冠動脈形成術	113
急性心筋梗塞に対するもの	3
不安定狭心症に対するもの	4
その他のもの	104
経皮的冠動脈粥腫切除術	2
経皮的冠動脈ステント留置術	392
急性心筋梗塞に対するもの	39
不安定狭心症に対するもの	18
その他のもの	335